

ヤーロップ・グリムの『ドイツ法古事記』

——ドイツ学のあいだ——

堅田剛

一 遠い日本

ヤーロップ・グリムの大著『ドイツ法古事記』（一八一八年）は、日本法への觸及で終わつてゐる。同著第一巻の最後の二行に、グリムはいへ記した。いわゆる神明裁判（Gottesurteil）に関する記述である。

「日本人は火の試練と潔白の飲み物を知つてゐぬ。ケンプラー、第三巻五章。（Die Japaner kennen die feuerprobe und den unschuldstrank. Kämpfer buch 3 cap.^(一) 5.)」

たつたこれだけの文章なのだが、以下ではその分量ばかりにして、『ドイツ法古事記』が日本の法古事を記して筆を擱いているかと自体に注目してみたい。

グリムの『ドイツ法古事誌』は、古ゲルマン以来の法古事、つまり慣習法もしくは法慣習を蒐めた書物であるが、実はきわめて読みにくい書物もある。通常の「ドイツ語」とは異なって名詞を大文字で始めないという、グリム独特の書法のせいもあるが、それ以上に、知り得たあらゆる法古事を未整理のまま、しかも論評などをほとんど介在させることなく、詰め込むだけ詰め込んだ結果である。当初は目次さえ付けなかつたから、読者はその内容を概観する」とさえ容易ではなかつた。

のちに加えられた目次によって、『ドイツ法古事誌』は、「序論」「身分」「家事」「所有」「契約」「犯罪」「裁判」の大項目のもと、無数といつてもいいほどに膨大な法古事を収めた一大史料集であることが明らかになつた。先の引用に直接関連する部分のみを挙げれば、最後の第六篇裁判の各章は「裁判人」「裁判所」「裁判時期」「裁判の種類」「手続」「身体的裁判」「宣誓」「神明裁判」に分かれており、第八章神明裁判の項目は、「火の試練」「水の試練」「十字架の試練」「決闘の試練」「棺桶裁判」「枝の試練」「清めの食物」から成つてゐる。さらに神明裁判全般について長い注解が続き、ようやくその一番最後に、日本についての言及が現れる。

そのいづれもが、ゲルマン法の古事を知るためにも、これを比較法の視点から検証するためにも、恰好の史料であることは疑ひないが、ここではその詳細は割愛する。それよりも、グリムが日本の法古事にわざかなりとも関心を示したこと 자체を、検証してみたい。

グリムの『ドイツ法古事誌』に日本への言及があることを最初に指摘したのは、ドイツ文学者の高橋健二である。高橋はグリムの事績を紹介する際にこのことに触れているが、例えば『グリム兄弟』の中で、feuerprobeを「火による犯罪判定法」、unschuldstrankを「潔白を証明する飲み物」と訳したうえで、次のような解説を試みてい る。

「火による神盟裁判はよく知られている。探湯のたぐいで、熱湯や赤く熱した鉄にも手がただれなければ、無罪と判定する方法である。これに反し、潔白の飲み物のほうはどういうものか明らかでないので、ケンプファーの『日本誌』を調べてみたら、吳秀三訳『ケンペル江戸參府紀行』には訳されていない部分で、熊野の山伏について述べた箇所に出ている。熊野牛王という護符をこまかく切って、水とともに、容疑者に飲ませると、罪を犯した者は苦しくなつて白状せざにはいられなくなるというのである。潔白な者はそれを飲んでも、なんともないのであろう。この潔白の飲み物というのは、ドイツにはないらしい。グリムの『ドイツ語辞典』でそれを調べると、ヤーコプが『法律古事誌』で日本について述べたこの箇所で使った事例があがつてているだけである。辞典のその部分は一九三六年に書かれているから、ドイツにそういうことがあったとすれば、それまでには実例がわかつっていたであろう。⁽²⁾」

神明（盟）裁判とは、犯罪者であるか否かの決定を超人間的な神の意思に委ねるという裁判形式のことであり、古代社会や中世社会に広くみられた法慣習である。正しい者には神の加護があるはずだ、という信念にもとづく。グリムは日本における神明裁判の例として、火の試練と潔白の飲み物の二例を挙げた。

ただし『ドイツ法古事誌』そのものには、高橋健二がおこなつたような説明がなされているわけではない。グリムは、本文中ではケンプファーの著書を略記するに留めているが、巻末の出典索引によれば、それがエンゲルベルト・ケンプファー（ケンペル）の『日本誌』(Geschichte und Beschreibung von Japan)であり、グリムが実際に参照したのは一七二七年の英語版ではなく、一七七七年に出たドイツ語版であったことがわかる。高橋は『日本

誌』の該当個所に当たつて、feuerprobe \sim unschuldstrank の二つの法古事につき、グリム本人よりもはるかに詳しい法史学的な解説を加えた。

高橋はさらに、グリム童話とケンプファーとの関係についても、興味深い指摘をしている。『ドイツ法古事誌』は兄のヤーコプの著作であるが、グリム童話として知られる『子供と家庭のメルヒェン』は、弟のヴィルヘルムとの共同の作品であった。彼らグリム兄弟は、ドイツに伝わる昔話を蒐集してメルヒェン集として出版した。高橋によれば、ヴィルヘルムは『子供と家庭のメルヒェン』第三巻（一八二三年）で世界のメルヒェンを概観し、その最後に日本のメルヒェンを一つだけ紹介している。それは「夜の蝶」(Nachtfliege)つまり蛾のメルヒェンであるが、これもケンプファーの『日本誌』から採ったものである。これはグリム童話を介して、ハイネによる「蜻蛉」の詩にまでつながっているという。⁽³⁾

グリム兄弟は、ともにケンプファーの『日本誌』を読んで日本に惹かれ、弟ヴィルヘルムは『子供と家庭のメルヒェン』に蛾の昔話を紹介し、兄ヤーコプは『ドイツ法古事誌』に探湯と熊野牛王の護符に関する法古事を紹介した。彼ら兄弟は生涯のほとんどを同じ屋根の下で過ごしたから、参照した『日本誌』はおそらく同一の本である。また日本への言及は、『日本誌』のみによって、ともに最後の部分でわずかに触れるところで満足せざるをえなかつた。高橋の言葉を借りれば、グリム兄弟にとって「日本は一ぱん遠い国」であった。⁽⁴⁾ 地理的に遠かつただけでなく、当時の日本は、鎖国政策によってヨーロッパからほとんど完全に隔絶されていた。

ところが、その遠い日本から、何人かの日本人がヤーコプ・グリムを訪ねてきた。一八六二年の夏のことである。ヴィルヘルムはすでに亡くなっていたが、独身のヤーコプは弟の家族とともに、ベルリンに住んでいた。ヤーコプの直接の証言ではないが、それを証明する二つの資料が残されている。

「日本の小箱を本当にありがとうと、兄「ヤーコプ・グリム」に伝えてください。みんなに珍しそうに見られたり、いじられたりしています。それは家宝になりました。……ところでもう一つお願ひがあるのですが、日本の紳士たちの二枚の肖像写真というのが欲しいのです。彼らは誰で、使節団の中でどういう任務に就いているのでしょうか。」

「彼「ヤーコプ・グリム」は流暢なフランス語を話したが、日本の使節たちが滞在時に彼のもとを訪れたときには、彼らにオランダ語で話しかけた。」⁽⁶⁾

二つの引用文のうち、第一のものはヤーコプとヴィルヘルムの弟のルートヴィヒがヴィルヘルム未亡人のアウグステに書いた手紙である。ルートヴィヒは画家であり、グリム童話の挿絵なども描いているが、当時はグリム一族にゆかりのカッセルに住んでいた。何人かの日本人がベルリンのグリム家を訪れた際、彼らはヤーコプに日本的小箱を贈った。ヤーコプはこれを弟のルートヴィヒに送り、あわせて日本人達の様子を知らせた。ルートヴィヒは画家らしく、日本人の肖像写真を欲しがっている。ヤーコプもそのとき初めて日本人を見たのであろうが、ルートヴィヒにとっても日本人などは見たこともない存在であった。

第二の引用文は、ヤーコプによるヴィルヘルムの追悼文に添えられた、ヘルマン・グリムの文章である。ヘルマンはヴィルヘルムの長男で、ヤーコプの甥にあたる。これも日本の使節についてわずかに触れているにすぎないが、ヤーコプは彼らとオランダ語で話したことわかる。

一八六二年はヤーコプの亡くなる前年であるが、彼を訪ねた日本人が誰であったかは判然としない。ただ、高橋

健二やディーター・ヘニヒは、そのうちの一人が福沢諭吉であったことを強く示唆している。⁽⁷⁾

当時の徳川幕府はなおも鎖国政策を堅持していたから、プロイセン王国の首都ベルリンを訪問した日本人の数はきわめて限られる。具体的には、文久二（一八六二）年の遣欧使節一行の中の誰かということになる。彼らは開港延期交渉等のために、同年にヨーロッパ各国に派遣されたのだが、七月十八日から八月五日までベルリンに滞在していたからである。竹内下野守を正使として、総計四十人ほどの使節団であった。その中で通弁や翻訳方の役割を与えられ、オランダ語にも堪能であった者が七名いる。⁽⁸⁾ グリムを訪ねたのは、彼らの中にいると考えてよいだろう。

彼らのうち、洋行が二度目ということもあり、最も活動的であったのは、たしかに福沢諭吉である。『福翁自伝』にも、「名ある人の家に晩餐の饗応」とか、ベルリンの眼科病院で手術を見学したようすが記されているなど、彼が公務以外に積極的にヨーロッパ人と交流したことがわかる。⁽⁹⁾ だが残念ながら、グリムを訪問したのは福沢であると明確な記録は、今のところドイツ側でも日本側でも見つかっていない。高橋健二もデニヒも、グリムと福沢の出会いに期待しながら、確証を得ることはできなかつた。詳細は省くが、他の使節一行についても同様である。

もっとも、まったく手がかりがないわけではない。それはやはり『福翁自伝』にみられるのだが、使節一行の行動の不自由についての、「日本の鎖国をそのままかついで来て、ヨーロッパ各国を巡回するようなものだ」という福沢の証言である。すなわち、目付役の役人たちができるだけ外国人と接触させまいとし、とくに箕作秋坪、松木弘安（のちの寺島宗則）、福沢諭吉の三人については、「洋書を読む」ということで目付の監視が厳しかつたという。ところが「この三人は年来の学友で互いに往来していたので、彼方に居てもこの三人だけは自然別なものにならぬ」、つまり、目付の同行をうるさがりながらも、三人一緒にあちこち訪ねていたようなのだ。⁽¹⁰⁾ ベルリンの眼科病院

に行つたのも、福沢を含めたこの三人組である。彼らがグリムを訪問した可能性は、たしかに高いといえる。

しかし、なぜヤーコプ・グリムを訪ねたのか。彼らがあらかじめグリム童話やグリムの辞典や、まして『ドイツ法古事誌』についてなんらかの知識をもつていたとは思えないから、せいぜいがベルリン・アカデミーの重鎮としてのグリムへの表敬訪問程度であったことが想像できる。彼らはベルリンに来て、ヤーコプ・グリムという偉い学者がいることを聞いた。それではと、いかなる学者であるかも知らないままに、儀礼的な訪問をおこなった。こんなところが真相ではなかつたらうか。だから訪問者に特別な印象を残すこととなかったのであろう。遠い日本からやって来た珍客は、むしろグリム一家のほうに強い印象を残した。ヤーコプはそのとき、昔書いた『ドイツ法古事誌』の最後の部分を思い出して、探湯や熊野牛王の護符のことを質問したかもしれない。けれども、そういう会話がなされたか否かは、訪れたのが誰であったか以上に、大きな謎として残つている。

一 『ドイツ法古事誌』という企て

ヤーコプ・グリムの『ドイツ法古事誌』は、きわめて読みにくい書物である。その読みにくさは、書法の問題を別にすれば、グリムのあまりの博識ぶりに由来する。彼は童話や伝説を精力的に蒐集したが、同様の熱心さをして法古事（Rechtsaltertum）を蒐集した。同じ博識でも、たとえば師のサヴィニーには、体系的な学問としての法学（Rechtswissenschaft）を構築するとの目的が顯著であるけれども、弟子のグリムには体系志向はほとんどみられない。むしろ体系性や論理性を拒否するといふに、グリムの学問の特徴がある。

体系や論理の構築よりも、珍しいものを蒐めることそれ自体に歓びを見出す学問は、博物学（Naturgeschichte）

と呼ばれる。⁽¹¹⁾ そういえば、ケンプファーの『日本誌』も日本についての博物学であったが、これを参照したグリムの『ドイツ法古事誌』も、まことに法の博物学というにふさわしい。博物学は物や事や言葉に執着し、ひたすらそれを蒐集する。グリムもまた、少年時代には植物学者を志し、成年になって法古事に没頭し、生涯をかけて『ドイツ語辞典』の編纂に尽力した。

『ドイツ法古事誌』がいかに博物学的であるかについては、ルドルフ・ヒュープナーの解説が傍証してくれる。

「いかなる法学者も、とうていグリムほどの言語および語源に関する知識をもってはいなかつた。スカンジナヴィア、アンゴロザクソン、フリースラント、フランス、スペインの古事が彼の意のままになつた。しかも単に法源ばかりでなく、史的で詩的な文学の作品にも、彼は比類なく熟達していた。北方の歌謡や伝説、アンゴロザクソンの叙事詩、スペインの物語詩、フランスの滑稽話、さらにウルフィラス訳の聖書からハンス・ザックスの詩歌やフィッシャールのガルガンチュア物語までにいたるドイツ民族のすべての宝を、彼は利用することを弁えていたのである」⁽¹²⁾

ヒュープナーによれば、グリムが蒐集したのは「ドイツ民族のすべての宝」ということになるが、彼の筆が日本の神明裁判にまでおよんでいることはすでにみた。実際の内容からいえば、「ドイツ民族の」という括りについて、そこに矛盾を指摘することはたやすい。けれども、何をどこまで蒐めると予定して始めたとしても、必ずその枠から外れて歯止めが効かなくなってしまうのが蒐集というものである。博物学のある種の胡散臭さも、そういうところにあるのかもしれない。グリムもまた、蒐集家あるいは博物学者として、ときには「ドイツ」の枠も「法」の枠

も越え出て、ひたすら「古事」を蒐めつづけた。

『ドイツ法古事誌』が出版されて二年後の一八三〇年、グリム兄弟はカッセルからゲッティンゲンに転居した。兄弟ともに図書館の司書職に就くためであったが、ヤーコプは大学での講義も引き受けている。以後一八三七年にゲッティンゲンを去るまでのあいだに、ヤーコプ・グリムは、古ドイツ文学の概論、ドイツ法の法源と法古事、タキトゥスのゲルマニアと古ドイツの神話、ドイツ語の文法、ドイツ文学の歴史、古文書学、といった様々なテーマの講義をおこなった。「ドイツ法の法源と法古事」についての講義は、いうまでもなく『ドイツ法古事誌』にもとづくものであり、ヤーコプの最も得意とする講義であった。

エルゼ・エーベル編『ヤーコプ・グリムの「ドイツ法古事誌」講義』によれば、グリムはこの講義をゲッティンゲンで五回おこない（一八三〇年から三三年までの夏学期と一八三六年の冬学期）、また一八三五年の冬学期にはそれを簡略化した講義をおこなった。さらに一八三七年の冬学期にも予定していたのだが、これは中止を余儀なくされた。^{〔13〕}いわゆるゲッティンゲンの七教授事件に連座して、グリムも公職を罷免されたからである。要するに、グリムの『ドイツ法古事誌』講義は、ゲッティンゲン時代を通じて毎年のように繰り返されたことになる。

このうち、一八三六年から翌年にかけての冬学期の講義内容が、当時の学生であつたオットー・プロイスによる全六七頁の筆記録として残っている。エルゼ・エーベル編の上掲書はこれをもとに、一部に他の筆記録を加えて活字にしたものである。この「ドイツ法古事誌講義」は、実際になされた講義を完全に再現するものではないが、構成はほぼ『ドイツ法古事誌』に対応している。当時の講義の常であったが、グリムは著書『ドイツ法古事誌』をもとに講義用原稿を作成したうえで教室でこれを読み、学生たちはこれを一字一句書き写したはずである。プロイスの筆記録は、そのうちの一冊ということになる。

以下に「ドイツ法古事誌講義」の構成を掲げておく。括弧の中は、『ドイツ法古事誌』(第四版)の対応個所である。

序論

第一章 五世紀から十世紀の民衆法について

第二章 中世の法書について

第三章 領邦の判告録について

第四章 アングロザクソンの法令について

第五章 北欧の法について

第一篇 身分の法についての理論（身分）

第一章 自由民の身分について

第二章 貴種および貴族について

第三章 領主および国王について

第四章 非自由民について

第五章 自由民の結合、あるいは古代の仲間団体について

第六章 余所者と土地者の関係

第二篇 家族法（家政）

第一章 婚姻について

第二章 家族法（家政）

第二章 父権について

第三章 親族および相続について

第四章 寿命の尽きた者および生活に疲れた老人について

第三篇 所有(所有)

第一章 土地の所有

第二章 動産について

第四篇 契約の理論(請負)

第五篇 不法行為に由来する拘束性(犯罪)

第一章 個々の犯罪そのものについて

第二章 賢罪について

第三章 刑罰について

第六篇 裁判(裁判)

書物としての『ドイツ法古事誌』に比べて、筆記録の分量が十分の一以下に圧縮されているのは、教室での講義という形態からすればやむをえない。とくに後半部分は大幅に短縮されている。それでも『ドイツ法古事誌』の構成にはほぼ対応しており、筆記録はその簡略版として、かえって読みやすい資料となっている。エルゼ・エーベル編の講義筆記録は、ヤーコプ・グリムによるドイツ法古事誌講義の実際をほぼ再現しているとみていいだろう。

筆記録の資料的価値が高いのは、講義をする者の肉声が伝わってくることだ。プロイスクの筆記録の中からも、

ヤーコプ・グリムの生の声を聞き取ることができる。

たとえば、序論に入る前に最初に語られた部分、つまり開講の辞において、グリムは次のように述べている。できるだけ口語調に訳してみよう。

「古ドイツ法の勉強は、祖国愛に対する感情を高めます。それは様々に関連していくて古ドイツの言語や詩歌の勉強をわかりやすくするのです。反対に後者の勉強は前者の勉強をしばしば助けて易しくすることでしょう。たいていの法理論には、古ドイツ法とローマ法のあいだの大きな隔たりが見出されます。そこでは、より強力な野牛の状態と洗練の状態とが対立しているのですが、外来の法は我々の土着の法の発展に破壊的に作用してきたのです。」

ここでグリムは、二つのことを論じている。第一に、古ドイツの歴史では法と詩歌（言語）とは一体のものであること、第二に、土着の古ドイツ法と外来のローマ法とは対立関係にあること、である。

ヤーコプとヴィルヘルムのグリム兄弟は、マールブルク大学で法学を学ん以来、ともにサヴィニーの弟子であった。弟のヴィルヘルムは文学の道に進んだが、兄のヤーコプのほうは法学にこだわりつけた。とはいっても、サヴィニーとのあいだには法学に関して当初から関心の相違があった。右の引用箇所も、さすがに名前を挙げてはいるものの、サヴィニー法学への批判として読むことが可能である。サヴィニーは一八一四年に『立法と法学に関する現代の使命について』を書いて以後、歴史法学派の領袖として、ドイツの法学界に確固たる地位を築いていた。

第一の点に即していえば、ヤーコプ・グリムは一八一六年に『法の内なるポエジー』を著して、法と詩歌^(ポエジー)の内的

な連関をドイツ法の歴史そのものとして明らかにした。⁽¹⁵⁾サヴィニーの歴史法学は、法の歴史的研究を表明しながらも体系的な法学の樹立を目指し、その実は「歴史」よりも「体系」を重視するものであった。だがグリムは、法の「歴史」に深く入り込むことで、「体系」から自由なところで法の物語を紡ぎ出そうとした。

また第二の点だが、歴史法学派には、旗揚げの当初からロマニスティン（ローマ法派）とゲルマニスティン（ゲルマン法派）の二つの系統があった。ここには、ローマ法の継承以降ドイツの地域に生じた、外来のローマ法と土着のゲルマン法からなる二重構造が反映している。師のサヴィニーは、ローマ法の現代化を唱えるロマニストであったが、愛弟子のグリムの関心は一貫してゲルマンの慣習法に向けられていた。⁽¹⁶⁾もつとも、ゲルマニストのグリムは、「ゲルマン法」ではなく「ドイツ法」という用語を使っている。

『ドイツ法古事誌』は法学研究の書物であるから、ここに表明されたグリムの意図は、サヴィニーの正当派歴史法学に抗して、ゲルマニステン的なもう一つの歴史法学を創始することであつたとしてもいい。けれどもそうした学問的目標を越えて、グリムの研究にはある政治的意図が潜在していたとすることができる。それは法古事の中に「ドイツ」を探すという、政治的な自己確認であった。

グリムの時代に「ドイツ」という国家は存在しない。というのも、一八〇六年に「ドイツ人の神聖ローマ帝国」が崩壊し、一八七一年に「ドイツ帝国」として統一されるのだが、グリムの生涯はそのあいだの、まさに「ドイツ」が失われていた時期に送られた。グリムは『ドイツ法古事誌』においてもその講義においても、とりたてて政治を論じているわけではない。しかし、何よりもその標題自体が、「ドイツ」を標榜している。

ところで、「ドイツ法古事誌講義」の中で、日本についての言及はあったのだろうか。あつたとすれば第六篇裁判

の項目でなされたはずだが、具合の悪いことにこの第六篇にかぎって、プロイイスの筆記録が欠落しており、編者のエルゼ・エーベルは代わりにA・フォン・ヴァルンシュテットの筆記録を用いている。これは一年前の一八三五年度冬学期のものであり、しかもタキトウス『ゲルマニア』の講義と抱き合わせて短縮されていた。⁽¹⁷⁾ 膨大な『ドイツ法古事誌』においてさえ、注の中で触れられたにすぎないのだから、短い講義においてはとうてい期待できないだろう。

けれどもまったく意外なことに、実際に第六篇裁判の「第七章神明裁判」の個所を読んでみると、やはり最後の頁に日本のことが出てくるのである。すなわち、第七節「籠による裁判」の最後の部分であるが、グリムは次のように述べている。

「神明裁判は、ケルト人やスラヴ人においても当たり前でした。もと昔の人々においてもです。ソフオクレス『アンティゴネー』二六四。フロールス、一巻一〇（法的義務）。インド人の場合には、神明裁判は昔からおこなわれていましたし、今日でもそうです。さらに多様な裁判を見出すこともあります。日本人やカルムク人や、アフリカの様々な人々においてです。神明裁判は古代の人々にとっては身近なもので、広範に見られるものなのです。⁽¹⁸⁾」

内容からすれば、これは第七節ではなく第七章全体の結論である。しかもこの部分でもって講義そのものが終わっている。すなわち、「ドイツ法古事誌講義」においても、最後のところで日本に言及したことになる。もちろん、『ドイツ法古事誌』では「火の試練」や「潔白の飲み物」を挙げ、またケンプファーの『日本誌』を出典と

して明示することによって、からうじてその具体的な内容に辿り着くことができたが、筆記録に残されているのは「日本人」という一語のみである。しかし、通例よりも短縮された講義においてなお日本に触れたということは、グリムの日本への関心がそれだけ強かつたということを示すものではないだろうか。

ヤーコプ・グリムの法古事蒐集は、ドイツの枠をはるかに越えて、ついには極東の日本にまでおよんだ。それは「ドイツ」法古事誌の企てにそぐわないようにもみえる。だがドイツから日本にまでいたる世界の法古事を鳥瞰することによって、グリムはかえって「ドイツ」を発見したとはいえないだろうか。法古事の研究はやがて「ドイツ学」へと収斂されていく。それは否応なく政治的な意味をもつことになるだろう。ドイツの政治は、ほかならぬグリムの足下で動き始めたのだから。

三 ゲルマニスティク宣言

ゲッティンゲン大学におけるドイツ法古事誌講義は、引き続き一八三七年の冬学期にも予定されていたが、それはゲッティンゲンの七教授事件の勃発によって中止となつた。ヴィーン会議以来の政治的沈滯からようやく脱して、三月前期と呼ばれる政治の季節は、このときに始まつた。ヤーコプ・グリムは一貫してその中心にいた。

一八三七年に起きたゲッティンゲンの七教授事件とは、憲法擁護運動でもあり、大学の自治権を守る運動でもあつたが、本質的には專制君主と自由主義者との政治的闘争であり、萌芽的にはドイツの統一運動にもつながるものであった。ゲッティンゲン大学は当時ハノーファー王国の大学であったが、この王国はドイツの領邦でありながらイギリスとは同君連合の関係にあつた。ドイツ側からみればハノーファー国王がイギリス国王を兼ねていたので

ある。ところが国王が亡くなり、同君連合を解消せざるをえない事態が生じた。

前国王には男子がなく、イギリス国王としては女性も継承可能であるが、ハノーファー王国ではそれはできないので、両国は別々の国王を迎えることになった。すなわち、イギリスはヴィクトリア女王が継承し、ハノーファー王国には姫君のエルンスト・アウグストが新王としてやってきた。

ハノーファー王国には、前王と議会との協約にもとづく憲法があつたが、エルンスト・アウグストは戴冠するや勅令をもつてこの憲法の破棄を宣言し、大臣以下に国王への忠誠を求めた。ゲッティングン大学の教授たちも役人であるから忠誠を要求されたのだが、これをグリム兄弟を含む七人の教授が拒否した。

以下に、ヤーコブ・グリムとダールマンが起草したとされる抗議文を紹介する。一八三七年十一月十八日付の「十一月一日勅令に係る国立大学有志の臣下としての抗議」と題するもので、直接には大学視学官宛てに出された。

「署名者は、国王の御言葉に対し然るべき畏敬の念を大いに抱きながらも、良心に従うかぎり次の点について承服するわけにまいりません。すなわち、至高なる国王は国家基本法の内容の全部につき協約したわけではなく、公布に際して身分制議会による若干の提案を否認し、また若干の修正については予め各身分に通達したうえで、承認されなかつたとはいえそれを附加したのであるから、それ故に国家基本法は違法であり従つて無効である、という点であります。……むしろその「署名者の」不可避の義務とは、ここでおこなつているごとく、以下のことを公然と宣言することなのです。すなわち、私どもは国家基本法で課された宣誓により引き続き義務づけられており、ゆえに国家基本法の原則とは異なつた原則に基づいて召集される身分制議会の代議士選挙に参加すべき

ではなく、この選舉を受け入れるべきでもなく、結論として、規定に反して国家基本法を踏みにじる身分制議会を通法に成立したものと是認するべきではないのです。」

「……公職の忠実な遂行の故に、私どもは若い学生達が政治的に過激に走ることを常に戒め、また力の及ぶかぎり領邦政府への忠誠を確固たるものにしてきたと自負するものです。しかしながら私どもの行動のまつたき成功は、教育からくる学問的価値というよりは、私どもが人格的にみて非難の余地がないということに負っているのです。私どもが宣誓により軽薄なお遊びをする者として若い学生達の前に現れたとたん、私どもの行動に対する賛辞も同様なものになってしまふことでしょう。仮に国王が宣誓上の言明を無法にも侵すことを意図したとすれば、私どもの忠実と忠誠の宣誓は国王陛下にとつて何を意味することになりましょう。」⁽¹⁹⁾

婉曲な言い方ではあるものの、抗議の相手は明らかに国王カール・アウグストである。署名者たる教授たちは、憲法（国家基本法）に忠誠を誓ったのだから、これを認めない国王には服従の義務をもたないといふのだ。さらに、良心に従つた行動をとることが、教授と学生との信頼関係の大前提であるとの認識を表明している。⁽²⁰⁾

この抗議文の最後には、七名の教授の署名が添えられていた。書名順に記せば、F・C・ダールマン、G・アルブレヒト、ヤーコプ・グリム、ヴィルヘルム・グリム、G・ゲルヴィヌス、H・エーヴ・アルト、ヴィルヘルム・ヴェーバーの七名である。

国王は彼ら全員の教授職を罷免し、首謀者と目されたダールマン、ヤーコプ・グリム、ゲルヴィヌスの三名を国外追放処分にした。⁽²¹⁾だがゲッティンゲン大学の学生たちは七教授の良心的不服従の行動を支持し、この動きはハノーファー王国を越えてドイツ全土に波及していった。ダールマンはもともと政治的志向が強かつたが、この事件

では、ヤーコプ・グリムのような学究肌の教授が国王の横暴に異議を唱えたことに注目が集まつた。これ以後、好むと好まざるとにかくわらず、ヤーコプ・グリムはドイツの自由主義的な国民運動の象徴的な存在となる。

ここでは、ゲッティングンの七教授事件の直接的な影響について述べる余裕はない。ただ、グリムの辞典として知られる『ドイツ語辞典』が、この事件の副産物であったことだけを指摘しておこう。ヤーコプはヴィルヘルムとともにカッセルに戻ったが、収入の途を断たれて困窮していた。そこへ兄弟の支援者によつて、辞典編纂の申し入れがあつた。とりあえず一定の収入を確保するべく始められた仕事だが、結局グリム兄弟はこの事業に生涯を賭けることになる。

ヤーコプ・グリムを再び政治の渦に巻き込んだのは、一八四六年のゲルマニステン大会である。グリム兄弟は、当時はアカデミーの会員としてベルリンに招聘されていた。ベルリンには恩師のサヴィニーもいた。ゲッティングンの七教授事件に際して、サヴィニーがグリム兄弟を積極的には支援しなかつたこともあり、とくにヤーコプとの関係は冷えたようにも思えるが、それでも両者の交流は続いていた。けれども、ゲルマニステン大会の開催を契機に、ヤーコプとサヴィニーの師弟関係にはさらに大きな亀裂が入ることになる。というのも、この大会は、歴史法学派の実質的な分裂を意味していたからである。

ヤーコプ・グリムにとって、「ゲルマニステン」とはなによりも歴史法学派内の「ロマニステン」に対する、ゲルマン民族の固有法を研究する法学者を意味していた。歴史法学には当初からこの二派があつたが、主流はサヴィニーの率いるロマニステンで、彼らはローマ法をもとに体系的な法学を構築しつつあつた。しかしグリムは『法の内なるポエジー』や『ドイツ法古事記』以来、ゲルマン法の研究こそが本来の意味での歴史法学にふさわしいと考えていた。

グリムはゲルマンの法のみならず、民族の歴史や言語を研究する学者を一堂に集めて、ゲルマニステン大会の開催を呼びかけたが、それは単なる学会ではなく、「ゲルマン」の復権つまり「ドイツ」の確認という、政治的意図をもつた集会となつた。

次に示すのはゲルマニステン大会への招請状の一部である。グリム兄弟のほかに、E・M・アルント、ゲルヴィヌス、ミッターマイア、ランケ、ウーラント、ライシャーの名前で呼びかけられた。

「我々ドイツの法・ドイツの歴史・ドイツの言語に携わる者は、祖国にとって栄光の都であるフランクフルト・アム・マインにおいて、一八四六年九月二十四日よりの数日間、互いに交流を深めることを決意しました。また同好の方々とも当地でお会いしたいと存じますので、御予定を各方面にお知らせするべく、公的な手続をお取りください。」

「……さらに我々の集会を根拠づけるにあたって重要なことは、祖国にとつての目的、つまりドイツ学の擁護であります。そこではドイツの言語と文学が本質的に関与し、また同時に他の部門を補完するのです。ドイツ学といふことで私が理解する学問とは、ドイツ人が携わっているかぎりでの学問ではなく、ドイツ民族そのものを、なかんずくその法と歴史と言語とを対象とする学問のことなのです。」

ゲルマニステン大会は、なによりも「ドイツ学」を構築するための大会であつたことがわかる。しかもそれは、ドイツの法と歴史と言語を研究することによって、ドイツ民族そのものを対象とする新しい学問なのである。招請状はヤーコプ・グリムの執筆ではないかもしれないが、しかし彼以上に「ドイツ学」の担い手として適当な学者は

いない。『ドイツ語文法』（一八一九～三七年）、『ドイツ法古事誌』（一八二八年）、『ドイツ神話学』（一八三五年）のいざれをとつても、彼の研究は孤立した法学や歴史学や言語学ではなく、そのそれぞれが歴史と法と言語の不即不離な関係を論じながら、総体として「ドイツ」なるものを照射しているからである。

ヤーコプ・グリムにおけるドイツ学は、「歴史と法と言語のトリアーデ」、つまりは歴史・法・言語の三位一体的な構造を呈している。たとえば、法と歴史は「法古事」として、法と言語は「法的象徴」として、歴史と言語は「物語」として不可分につながっている。そして彼による歴史と法と言語の研究は、総体としてゲルマン民族の生活そのものを、あたかも鏡もしくは鑑のようにして映し出すのである。⁽²³⁾

ゲルマニステン大会は、予定どおり一八四六年九月二四日から三日間、フランクフルト・アム・マインで開催された。およそ二百名のゲルマニステンが参集した。会場となつたのは、皮肉にもロエーマー（ローマ人館）と呼ばれる建物の皇帝の間である。そこは歴代のドイツ皇帝が戴冠式をおこなつた部屋で、まさに統一ドイツを象徴する場所であった。

会議の開催に先立つて、ヤーコプ・グリムは満場一致で議長に選出された。歴史と法と言語を統合する「ドイツ学」の代表として、彼が最適の人物であることが認められたからである。

議長に選出されたグリムは、ゲルマニステン大会で三つの演説をおこなつた。順に示せば、「本大会に結集した三つの学問の統合について」「厳密でない学問の価値について」「ゲルマニステンという名称について」であり、いずれも大会の方針を提示する基調演説であった。

第一演説にみられる「三つの学問」が、歴史学と法学と言語学を指すことはいうまでもない。それぞれの領域におけるゲルマニステンを糾合することが、グリムたち主宰者側のねらいであった。このことは歴史法学の内部に

あつては、非主流派のゲルマン法学者たちが歴史学者や言語学者と協同することを意味する。本来ゲルマン法学者のことであつたゲルマニステンという名称は、これを契機に、ゲルマン（ドイツ）に関わる歴史学者や言語学者にも転用されることになる。⁽²⁴⁾

第二演説では、学問を数学や物理学などの「厳密な学問」と、歴史学や言語学などの「厳密でない学問」に区別したうえで、後者の価値を強調する。そしてグリムによれば、法学も厳密でない学問の内に分類される。なぜ厳密でないかといえば、歴史も法も言語もすぐれて人間社会の営みであり、そもそも人間自体が厳密な存在でない以上、人間を対象とする学問が厳密なものであるはずがないからである。ところが師のサヴィニーは、法学を法的概念の論理的計算によつて体系化しうるものと考えている。グリムはこうした試みに反駁すべく、反語的にではあるが、厳密でない学問としての法学の価値を提唱した。⁽²⁵⁾

そして第三の演説である。ドイツもしくはゲルマンの歴史学と法学と言語学を統合した新しい学問は、ゲルマニステン大会の招請状では「ドイツ学」(deutsche Wissenschaft)と呼ばれていたが、グリムはこれに「ゲルマニстиク」(Germanistik)という新しい名称を与えた。「ドイツ」も「ゲルマン」も古い言葉であり、『ドイツ法古事記』をはじめとして、彼はむしろ「ドイツ」のほうに愛着をもつていたようにもみえる。だがグリムはここでは「ゲルマン」を選択している。その理由は必ずしも明らかでないが、グリムにとって「ゲルマン」が常に「ローマ」に対する言葉であることからすれば、より民族色の強い名称を選んだことになる。デーネックもいうように、ヤーコプ・グリムは、「ゲルマニстиク」の創始者にして命名者になつたのである。⁽²⁶⁾

ゲルマニステン大会は、政治的な集会であった。というのも、主たる議題として、シュレスヴィヒ・ホルシュタインの帰属問題が掲げられていたからである。この両公国がデンマークとドイツのいずれに帰属すべきかの問題

は、三月前期のナショナリズムを昂揚させることになる。ゲルマニステン大会は、やがて二年後のフランクフルト国民議会に継承される。トライチュケは、ゲルマニステン大会を「ドイツ国民の精神的議會」と呼んだ。ギールケは、国民議会を「第三回ゲルマニステン大会」と位置づけている。⁽²⁷⁾ 開催場所はもとより、議題の性格からしても、参加者からしても、国民議会を準備するものであったからだ。

第二回のゲルマニステン大会は、翌一八四七年にリューベックで開催された。このときもヤーコプ・グリムは議長に再選されている。一八四八年の第三回大会は、ニュルンベルクで開催される予定であった。だがこの年、ドイツの各地で三月革命が勃発したために、ニュルンベルク大会は実現しなかった。

しかし三月革命を受けてのフランクフルト国民議会は、明らかにゲルマニステン大会の延長線上にあった。グリムは、ベルリンの選挙区から選ばれて、国民議会の議員となつた。国民議会の会場は、第一回ゲルマニステン大会が開かれたロエーマーのすぐ近くのパウロ教会であつた。彼はいわゆるフランクフルト憲法の制定に際しても、修正案を提出するなど、積極的な役割を果たしている。

国民議会におけるヤーコブ・グリムの議席は、議長席の真ん前に、他の議席とは離れて特別に用意された。ゲッティングンの七教授事件以来、ゲルマニステン大会を経てフランクフルト国民議会にいたるまで、ヤーコブ・グリムは自由主義者にとつても民族主義者にとつても象徴的な存在であつたが、だからこそ国民議会の議員たちはグリムに特別の議席を与えたのである。

四 国学としてのドイツ学

さて、ヤーコブ・グリムの「ドイツ」もしくは「ゲルマニスティク」を指して、これをドイツの「国学」と性格づける見方がある。

たとえば神道学の谷省吾は、グリム兄弟の学問を端的に「ドイツの国学」と呼んだことがある。その論拠は以下のとおりである。

「本居宣長は、自分の学問を“古学”といひました。グリム兄弟は、自分たちの学問を“古代学”、アルター・トゥームスヴィッセンシャフト (Altertumswissenschaft) と称しました。アルタートゥーム (Alttertum) には、古代、ヴィッセンシャフト (Wissenschaft) とは学問、従つて、“古学”と訳してもよいあります。本居宣長の“古学”を、いま、人々は“国学”と呼んでいますが、グリムの“古学”も同様に、“国学”と呼んでよいものであります。」⁽²⁸⁾

とくに國どうしの思想を比較するとき、表面的な類似性をもつてただちに同一視する」とは厳に慎まなければならぬ。けれども、いくらでもありうる相異点にのみ目を向ければ、そもそも比較などという嘗為は成立しないことになる。要は、両者のあいだに構造的な同一性が見出されるか否かであろう。そして構造的な同一性という場合、それぞれの思想がみずからの方針をどう名づけるかは、きわめて重要な意味をもつ。自分が樹立した学問の名称には、自己の思想的方法を凝縮して盛り込むはずであるからだ。なによりも言葉に執着する学者が、安易な名称を用いるはずがない。

たしかに本居宣長の「古学」の本質は、それが古文辞学であるということにあった。グリム兄弟、というよりは

ヤーロップ・グリムの「アルタートウームスヴィッセンシャフト」も、煎じ詰めれば古文辞学 (Philolog) であったとしていい。だがグリムには、実はサヴィニー的な意味合いの概念や論理や体系は似合わない。少なくとも法学の領域において、サヴィニーの「科学としての法学」(Rechtswissenschaft) に対して、グリムは「法の詩学」(Poesie im Recht) を志向したからである。やむに止むべし、グリム曰く、「詩学」は「史学」にはかならない。彼の『ドイツ法古事記』(Deutsche Rechtsaltertümer) は、まさに法を言語と歴史との一体的な関係の中で捉えようとする試みであった。

また「ドイツ・ロマン派と国学」との関係について、日本思想史学者の野口武彦も貴重な示唆を与えてくれる。野口もグリムの業績に着目して、国学的発想がけつして日本固有のものではないといふ思想史上の大きな逆説を提示している。

「法学と童話」というと、対比がいかにも突飛に見えよう。しかし、これは啓蒙主義・合理主義・普遍主義との強力な対立図式であった。後にドイツ歴史主義という一般的呼称を与えられる)ことになる精神態度が早くも現われている。もつと一般化して、思想と文学といふふうにも問題構制である。ここで問題にされているのはヤーロップ・グリムの『法の内なるポエジー』(一八一五) という論文であり、グリムは法思想と文学に共通する『言葉遊び』に注目しているのであるが、その点まったくドイツ歴史主義、ドイツ観念論、ドイツ・ロマン派は地続きである。江戸時代の国学もただ文献研究だけで完結してはいなかつた。国学は、中国大陸のそれ特有の啓蒙主義・合理主義・普遍主義に対し、独自の歴史主義を主張する。逆にいうなら、国学はかららずしも国学者たち自身が考えていたほど日本固有のものではなかつたのである。しかし、その成立を説明するためには多少やこしい

手順がいる。⁽²⁹⁾

多くの示唆を含む文章であるが、ここではグリムの「ドイツ学」と「国学」との関係に限定して考察する。グリムもその一員であるドイツ・ロマン派は、フランスの普遍主義に対し「ドイツ文化の固有性」を再確認する運動であった。『法の内なるボエジー』は、ゲルマン法の固有性を、歴史と言語つまり「史」と「詩」によって確認する試みであった。『ドイツ法古事誌』では、その方法がさらに大規模に継承された。普遍性に対する固有性という視点は、野口の指摘するように、ドイツ・ロマン主義にも国学にも共通にみられる。この意味で、グリムの「ドイツ学」をドイツの「国学」であるとすることは、充分に可能である。

「国学」は国家のないところに生まれ、まずは文化概念としての国家観を提示し、次に政治概念としての国家観を志向する。妙な言い方だが日本の「国学」は、幕藩体制下、いまだ国民国家のない状況で生まれ、攘夷思想と伴走しつつ國家の学となつていった。グリムの「国学」もまた、領邦はあってもドイツという統一国家のない時代に生まれて、しだいに政治性を帯びていつたのである。

しかしながら、その政治性の質は大いに異なつていたようと思える。日本の「国学」は、幕末から明治維新を経ても、なおも「天皇」の政治性に依拠せざるをえなかつたが、グリムの「国学」つまり「ドイツ学」には、君主の権威によって国家の統一を図るという発想はほとんど見あたらないからである。

ゲッティンゲンの七教授事件において、グリムは憲法の破棄を宣言する国王エルンスト・アウグストに強く抗議した。国王はグリムを罷免し、国外追放処分を科した。ことはハノーファー一国に留まらず、グリムたち七教授を支援する運動はドイツ全土に拡大していった。当初は静観していた他の領邦君主たちも、運動の行く末に警戒感を

抱くようになる。プロイセン王室においても、グリム兄弟がサヴィニーの愛弟子であることを知れば冷静ではいるまい。サヴィニーは王太子ヴィルヘルムの相談役であり、共和主義者に対する防壁として期待されていたからである。

グリム自身が共和主義者であったというのではないが、ゲッティンゲンの七教授事件のその後をみれば、国王たちの不安は的中した。ゲッティンゲン事件は、ゲルマニステン大会と、三月革命時のフランクフルト国民議会へとつながったからである。すでにみたように、そのいずれの段階でも、ヤーコプ・グリムが中心にいた。

もちろん、フランクフルト国民議会そのものも共和主義でまとまつたわけではない。それどころか、プロイセン国王をドイツ皇帝として戴くことによって、ドイツの統一を図ろうとした。そして国王の拒絶によつて国民議会が崩壊したこと、よく知られている。けれども、まず革命が起つて国民議会を構成し憲法を制定し、そのうえで皇帝を迎えるようとしたのであつて、明治維新のように、天皇の権威を借りて革命を起したうえで、暫くして憲法と議会を作つたのではないのである。

ともに民族の歴史と言語に執着するという共通性をもちながらも、日本の「国学」は尊皇攘夷思想に收斂していったが、グリムの「ドイツ学」は立憲君主制と国際主義に立脚していた。立憲君主制とは、議会と憲法を準備したうえで、国家統一の象徴として君主の存在を容認する政治思想である。ヴィーン体制下のドイツでは、それはむしろ近代国家たるための大前提であつた。また国際主義にしても、陸続きのヨーロッパでは、いかなるナショナリズムも国際主義の要素を内包している。

グリムの「ドイツ学」も、もとよりインターナショナルなナショナリズムであった。彼の『ドイツ法古事記』にかぎつても、似たような法古事を追つていけば、ゲルマンの枠を越えて、ギリシアやインドや中国から、ついには

極東の日本にまで言及せざるをえない。ジユール・ミシュレは、『ドイツ法古事誌』をもとに『フランス法の起源』を書いたが⁽³⁰⁾、それほどに『ドイツ法古事誌』は国際的な研究であった。グリムの『ドイツ学』はこのように開かれた国学なのであって、鎖国日本の閉じた国学とは異なるのである。

日本の『国学』を閉じたものにしたのは、「天皇」という神話であつたかもしれない。文化的天皇はともかく、それに政治的役割を付与すれば、どうしても排外主義に陥ることになる。だがグリムの『ドイツ学』は、歴史と法と言語のトリアードを構成し、その中心に「法」を置いた。もちろんその法とはゲルマン法であるけれども、歴史と言語に比べれば、「法」は技術であるだけに本質は開放的なものである。グリムはローマ法の普遍主義を嫌つたけれども、民族に固有のゲルマン法をもつて、ドイツの統一を図つたといえる。

三月革命は挫折したが、プロイセン王国によるドイツ統一も実現していなかつた一八六一年の夏、ベルリンのグリム邸に鎖国の日本から三人の珍客が訪れた。その一人が福沢諭吉であつたか否かは、今のところ確証はない。グリムは彼らとオランダ語で話した。何を話したかもわからない。その日本人が誰にせよ、ドイツと日本の『国学』の接点はまだなかつたであろうから、儀礼的な挨拶以上の対話があつたとは思えない。しかし、ケンプファーの『日本誌』のことは話題になつた可能性がある。『日本誌』はヨーロッパの知識人の多くが読んでいたし、その日本語訳もすでに『西洋日本人紀事』(高橋景保訳)等として存在していたから、西洋を訪れるほどの日本人なら読んでいたにちがいないからである。

日本からの珍客が辞去して数か月後の、一八六一年の十一月のことである。ゲッティンゲンの七教授事件からちょうど二十五周年ということで、ベルリンのブルシェンシャフト(学生団)が記念の集会を開いた。学生たちはグリムに感謝状を贈つて、「ドイツ国民の教師」に忠誠を誓つた。三月革命の挫折を乗り越えて、「ドイツの自由の

朝焼け」がまたやつて來たというのである。⁽³²⁾ ヤーロップ・グリムはその翌年に亡くなつた。

悲願のドイツ統一は、ドイツ帝国として一八七一年に実現した。けれどもそれは、ビスマルクの政治力とプロイセンの軍事力によるもので、皇帝も単なる象徴以上の実権を有していた。かつてフランクフルト国民議会が想定した象徴皇帝とは、まったくの別物だったといえよう。通説とは逆の言い方になるが、ドイツ帝国は一八六八年の日本帝国をまねて造られたかも知れない。もちろん、日本の天皇は神話的存在であり、ドイツの皇帝は憲法的存在であったのだけれども。

ところで、日本とドイツの国学はその後どうなつたか。

グリムの「ドイツ学」は、歴史と法と言語を三位一体として捉える壮大な構想をもつていたが、彼の死後それを全体として継承する者は現れていない。今やヨーロッパで「ゲルマン」や「ドイツ」を論じることそのものが、封印されてしまった観さえある。グリムが語ったのは、インターナショナルなナショナリズムであつて、ナショナリズム抜きのインターナショナルではなかつたはずなのだ。

ドイツとは異なり、日本においては、ある意味で「国学」も「ドイツ学」も健在である。

たとえば、吉田松陰の門下生であった山田顯義は一八九〇（明治二三）年に国学院を創立したが、その趣意書には、「茲に国学院を設立して専ら国史、国文、國法を攻究し、我が国民の國家觀念を湧出する源泉となし」とある。⁽³³⁾ 偶然にはちがいないにせよ、「国学」が国史・国法・国文、つまり歴史と法と言語から成るという発想は、まさにグリムの「ゲルマニстиク」としての「ドイツ学」と同じである。

また一八八一（明治一四）年には、西周や青木周蔵らにより独逸学協会が設立された。その定款には協会の目的として、「独逸学校を設けることと「独逸書を翻訳する」ことが掲げられている。とはいき、ここにいう「独逸

「学」とは、ドイツでおこなわれている学問全般であつて、とくに歴史学や法学や言語学の教授が強調されているわけではない。⁽³⁴⁾ グリムにとっての「ドイツ学」は、自国のアイデンティティーを歴史と法と言語の相互関係を介して確かめようとするものであつたけれども、明治日本にとっての「独逸学」は、先進的なドイツの学問を丸ごと移入するという学問的意図と、イギリスやフランスではなく、ドイツにならって日本の近代国家化を目指すという政治的意図にむけさせていたからである。

最後に、ヤーコプ・グリムがゲッティンゲン大学でおこなった「ドイツ法古事誌」講義に立ち戻つて一言。当時の学生オットー・プロイスによる講義筆記録は、バノーファー近郊のデトモルト（旧リッペ方伯領）にあるリッペ州立図書館に所蔵されている。⁽³⁵⁾ そこが彼の司書としての勤務先であつたからだ。偶然にも旧リッペ方伯領は『日本誌』の著者ケンプファーの故郷であり、著書の原稿や日本から持ち帰つた資料の一部が同図書館に寄贈されたといふ。グリムの『ドイツ法古事誌』の末尾に、ケンプファー『日本誌』からの引用がみられるることはすでに述べた。奇しくも、グリムのドイツ学とケンプファーの日本学とが、この図書館で再会を果たし、静かに眠つてゐることになる。

注

- (1) Jacob Grimm, Deutsche Rechtsaltertümter, 4. Ausg., Bd. 2, Darmstadt, 1983, S. 604. ハンブルク・ケンペル『日本語——日本の歴史と紀行——』改訳・増補、上巻、今井正編訳、一九八九年、三二二三頁以下参照。
- (2) 高橋健二『グリム兄弟』新潮文庫、二〇〇〇年、二七〇頁以下。
- (3) 高橋、前掲書、三七一頁以下。
- (4) 同、二七一頁。

- (15) Ludwig Emil Grimm an Auguste Grimm, Kassel 18. 10.-8. 11. 1862, in: Ludwig Emil Grimm, Briefe, hrsg. v. Egbert Koolman, Bd. 1, Marburg, 1985, S.484. vgl., Dieter Hennig, Die Japanesen in Berlin, in: Jahrbuch der Brüder Grimm-Gesellschaft, Bd. 1, 1991, S. 125.
- (16) Herman Grimm, in: Jacob Grimm, Kleinere Schriften, Bd. 1, Hildesheim, 1965, S.185. vgl., Hennig, a. a. O. 編木重貞『ノーベル講義——日本風俗史料誌——』教海王版やハタ一' 一九七四年' 五〇頁参照。
- (7) 高橋‘前掲書’ 二〇〇〇年五月。Hennig, a. a. O., S. 140ff.
- (8) 福地源一郎‘役役通弁御用’、立廣作‘定役並通弁御用’、太田源一郎(同)、松木弘安(翻訳方御雇)、箕作秋坪(同)、福沢諭吉(同)、森山多加助(調役格通弁御用頭取、途中らむ仕流)。尾佐竹猛『幕末遣外使節物語——夷狄の國——』讃談社学術文庫、一九八九年、一六五頁以下参照。
- (9) 福沢諭吉『新説福翁日記』富田正文校訳、駿波文庫、一九七八年、一〇〇頁。
- (10) 福沢‘前掲書’ 一〇〇頁。
- (11) 細々とんだおもな叢書や文庫の博物的的題跋など・三・八・二・三・四・五・六・七「後漢書」(Ehrfurcht vor dem Triödel) 一七〇、二・三・四・五・六・七「訓羅たぬくの歌謡」(Andacht zum Unbedeutenden) 一七〇。vgl., Ernst Simon, Zu Jacob Grimms Sprache, Stil und Persönlichkeit, in: Deutsche Vierteljahrsschrift für Literaturwissenschaft und Geistesgeschichte, 7. Jahrgang Bd. 7, 1929, S. 550.; Wilhelm Schoof (hrsg.), Unbekannte Briefe der Brüder Grimm, Bonn, 1960, S. 16.; Roland Feldmann, Jacob Grimm und die Politik, Kassel, 1969, S. 9.; Reinhold Steig, Goethe und die Brüder Grimm, Kassel, 1972, S. 126.; Helmut Jendreiek, Hegel und Jacob Grimm, Ein Beitrag zum Geschichtsverständnis, Berlin, 1975, S. 53.; Rudolf Hübner, Jacob Grimm und das deutsche Recht, Göttingen, 1985, S. 46.; Carl Zuckmayer, Ein voller Erdentag, Drei Essays, Frankfurt am Main, 1985, S. 93ff.; Wilhelm Scherer, Jacob Grimm, 3. Aufl., in: Jacob und Wilhelm Grimm, Sämtliche Werke, Abteilung V-5, Bd. 1, Hildesheim usw., 1995, S. 150.
- (12) Hübner, a. a. O., S. 45.
- (13) Else Ebel (hrsg.), Jacob Grimms Vorlesung über "deutsche Rechtsalterthümer", Göttingen u. Zürich, 1990, S. 7

- (14) Else Ebel, a. a. O., S. 12. vgl., Jacob Grimm, Deutsche Rechtsaltertümer, Bd. 1, S. XX (vorrede); Hermann Conrad, Aus der Entstehungszeit der historischen Rechtsschule, Friedrich Carl von Savigny und Jacob Grimm, in: Zeitschrift für Savigny-Stiftung für Rechts geschichte, Bd. 65, Germanische Abteilung, 1947, S. 281.
- (15) キーハー・ケラム「法の歴史学ハシ」(堅田訳)『ヘッセ・ヒューネ派全集』15^卷圖書刊行会 1989年 111頁以下。
- (16) ハーラウ・キーハー『新中世法論』も「初期カムザルニヤの法制度の史料集」に登録。Hans Schlosser, Grundzüge der Neueren Privatrechts geschichte, 7. Aufl., Heidelberg, 1993, S. 134. H. ハーラウ・キーハー『法史私法史論』大木雅夫訳、河出書房 1993年 111頁参照。
- (17) Else Ebel, a. a. O., S.93 (Ann. 69).
- (18) ebd., S. 89.ハーラウ・キーハー『法の歴史学』(堅田訳)「法の歴史学」(ハーラウ著)に載る火と土を燃やす火。
- (19) Friedrich Christoph Dahlmann, Zur Verständigung, in: ders., Kleinere Schriften und Reden, hrsg. v. C. Varrentrapp, Stuttgart, 1866, S. 265f.
- (20) ハーラウ・キーハー『法の歴史学』の教壇の義務として Jacob Grimm, Über meine Entlassung, in: Kleinere Schriften, Bd. 1, S. 37. vgl., Johann Friedrich Herbart, Erinnerung an die Göttingische Katastrophe im Jahre 1837, in: ders., Sämtliche Werke, hrsg. v. Karl Kehrbach u. Otto Flügel, Bd. 11, Neudruck, Aalen, 1964, S. 42f.
- (21) 『教員追放処分の理由』 Ernst August an den Prorektor Bergmann, 12. XII. 1837, in: Hans Kück, Die Göttinger Sieben, Ihre Protestation und ihre Entlassung im Jahre 1837, Aachen u. Göttingen, 1987, S. 214f.
- (22) Reyscher, Einladung an die Germanisten zu einer Gelehrten-Versammlung in Frankfurt a/M., in: Zeitschrift für deutsches Recht und deutsche Rechtswissenschaft, Bd. 10, 1846, S. 181ff. vgl., Mario G. Losano, Studien zu Jhering und Gerber, Ebelsbach, 1984, S. 40f.
- (23) 堅田『法の歴史学』(ハーラウ著)『法史学』(ハーラウ・キーハー著)に登録。

- (24) 「スニヤリスト」 その名稱である。 vgl., Jürgen Weishaupt, Die Märchenbrüder, Jacob und Wilhelm Grimm - ihr Leben und Wirken, Kassel, 1985, S. 200.; Gerhard Dilcher, Jacob Grimm als Jurist, in: Hanau 1985-86, 200 Jahre Brüder Grimm, Reden zum Jubiläum, hrsg. v. Stadt Hanau/Hauptamt, Hanau, 1986, S. 43.
- (25) ヘンメル「歴史的な学問の価値」という直譯の翻訳は未詳だが、その翻訳のへ田中姓、キハシ姓へは指標が隠密な學問とする傾向に対し、「法律學の學問としての無價性」を題する講演がある。た。歴史法学批判は、ヘンメルに先立つて、クリスティヤン・ヨハネス・ヨハネス開始されたのである。 Julius Hermann von Kirchmann, Die Wertlosigkeit der Jurisprudenz als Wissenschaft, hrsg. v. Hermann Kleiner, Freiburg u. Berlin, 1990, S. 1ff. 『歴史法学の批判』 田中五郎訳、有斐閣、一九五八年、一頁以下。
- (26) Ludwig Denecke, Jacob Grimm und sein Bruder Wilhelm, Stuttgart, 1971, S. 42.
- (27) vgl., Dilcher, a.a.O., S.43.; Losano, a. a. O., S. 44.
- (28) 谷智和『「ノイマの國書」——カーリ兄弟の學問——』 皇學館大學出版部、一九八四年、五六頁。
- (29) 野口武彦『日本思想史入門』 わくまライアリー、一九九三年、一八二頁以下。
- (30) 鎧田『法の詩学』 一四三頁以下 (『法の象徴学』——「ノイマの国書」——)。
- (31) 『日本誌』の邦訳にいわく、ヘンメル『江戸參府旅行日記』斎藤信説、東洋文庫、一九七七年、三六八頁以下 (訳者はもと解説)。 関田松陰がケンブリッジ (ケンブリッジ)『西洋人日本紀事』(日本誌)を必読書に挙げていたことにとも、奈良本辰也『吉田松陰』新波新書、一九八一年、四六頁。 田中彰『吉田松陰——変転する人物像——』中公新書、一九九一年、一四頁参考。
- (32) Schoof, Der Protest der Göttinger Sieben, Zu 125 jährigen Wiederkehr des Ereignisses, in: Geschichte in Wissenschaft und Unterricht, Jg. 13, Heft 6, 1962, S. 337f.
- (33) 木村幸比古『吉田松陰の裏書』——世界を掌握した大和魂——』 みどり新書、一〇〇五年、六頁。
- (34) 鶴田『忠臣蔵傳統の明治法制』木鐸社、一九九九年、一九頁 (鶴田章 稲葉忠蔵伝の明治法制)。
- (35) Else Ebel, a. a. O., S. 9.